

報告第8号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年7月22日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 458,700円
- 2 損害賠償の相手方 河西郡芽室町北伏古東7線10番1
学校法人 白樺学園
理事長 長原 清文

令和4年7月6日 専決処分

説 明

令和4年1月11日から令和4年3月21日の期間において、町道北伏古西十二号線を北から南にかけて除雪作業中、飛散した雪が相手方敷地境界のフェンスに当たり損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況想定図

